

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記 2 の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

さいたま地方法務局本庄出張所 登記官 池田美恵子

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
0328-2019-0014	児玉郡上里町大字忍保字宮西 9 1 番 8
0328-2019-0016	児玉郡上里町大字忍保字宮西 9 3 番 2